

ホール附属設備使用料

舞台設備

品名	単位	使用料(1回)
平台	1枚	100円
金びょうぶ	1双	2,300円
銀びょうぶ	1双	2,300円
鳥の子びょうぶ	1双	2,200円
演台 *花台を含む	1式	1,100円
司会者台	1台	300円
指揮者台	1台	800円
指揮者用譜面台	1台	200円
演奏者用譜面台	1台	100円
演奏者用譜面台(折畳型)	1台	100円
譜面灯	1灯	100円
椅子	1脚	100円
ピアノ・チェロ演奏者用椅子(背あり)	1脚	100円
ピアノ演奏者用椅子(背なし)	1脚	300円
コントラバス演奏者用椅子	1脚	300円
落語用見台	1式	700円
めくり台	1台	100円
バレエ用シート *専用テブ代別	1式	4,900円
ひ毛せん	1枚	200円
上敷ござ	1枚	200円
高座用座ぶとん	1枚	100円
しゃ幕	1枚	3,700円
雪布	1枚	400円
ホワイトボード	1台	200円
長机	1台	100円
移動式姿見	1台	200円
旗パネル	1枚	400円
プログラムスタンド	1台	100円
所作台	1式	3,500円
音響反射板	1式	5,000円

楽器

品名	単位	使用料(1回)
ピアノ〈スタンウェイ D-274〉 *ピアノ演奏者用椅子1脚を含む *調律費用別	1台	15,000円
ピアノ〈ヤマハ CFIII-S〉 *ピアノ演奏者用椅子1脚を含む *調律費用別	1台	8,300円

音響設備

品名	単位	使用料(1回)
基本音響装置 *マイク(ダイナミック)2本を含む	1式	3,500円
舞台袖音響卓	1式	2,000円
ステージスピーカー	1式	3,400円
移動式ステージスピーカー	1台	400円
CDプレーヤー *CD別	1台	700円
MDプレーヤー *MD別	1台	700円
カセットテープレコーダー *カセットテープ別	1台	700円
マイク(ダイナミック) *スタンド付	1本	400円
マイク(コンデンサー) *スタンド付	1本	700円
録音用3点吊りマイク	1本	2,100円
ワイヤレスマイク *スタンド付	1本	1,100円

照明設備

品名	単位	使用料(1回)
ボーダーライト	1列	900円
シーリングライト	1式	2,100円
アッパー水平ライト	1式	1,800円
ローア水平ライト	1式	2,100円
フロントサイドライト	1式	2,200円
ピンスポットライト	1台	1,900円
スポットライト(1キロワット未満)	1台	100円
スポットライト(1キロワット以上)	1台	200円
ストリップライト	1本	100円
効果用マシン	1台	900円
ミラーボール	1台	700円

映像設備

品名	単位	使用料(1回)
プロジェクター	1台	5,000円
スクリーン	1台	2,000円

その他

品名	単位	使用料(1回)
シャワールーム(2階独立部のみ) *楽屋内設置分は無料	1室	1,000円
テレビ中継料 *収録を含む	—	10,000円
ラジオ中継料 *収録を含む	—	6,000円

諸室附属設備使用料

大会議室

品名	単位	使用料(1回)
スピーカーセット *CDプレーヤー及び マイク(ダイナミック)1本を含む	1式	1,200円
ワイヤレスマイク	1本	200円
マイク(ダイナミック)	1本	100円
プロジェクター	1式	1,300円
スクリーン	1式	300円

多目的スタジオ

品名	単位	使用料(1回)
ピアノ *ピアノ演奏者用椅子1脚を含む *調律費用別	1台	4,400円
スピーカーセット *CDプレーヤー及び マイク(ダイナミック)1本を含む	1式	2,600円
ワイヤレスマイク	1本	200円
マイク(ダイナミック)	1本	100円

備考

(1) この使用料は、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)、夜間(午後6時から午後10時まで)の使用区分をもってそれぞれ1回とし、全日(午前9時から午後10時まで)を使用する場合は3回として計算します。ただし、川西市キセラホールに係る使用料について、ホール以外の室等で附属設備を使用する場合は、4時間までを1回とし、4時間を超えるときは、4時間までごとに1回を加えて計算します。

(2) 川西市キセラホールに係る使用料について、ホール、大会議室、及びスタジオにおいて当該場所ごとに定められている附属設備以外に他の場所の附属設備を使用する場合は、当該場所に係る附属設備使用料として、当該他の場所に係る附属設備の使用料を適用し、徴収します。

(3) クリーニング代、持込器具のうち電気器具を使用する場合等、この表に規定していないものを使用する場合は、別に実費を徴収します。

(4) 使用許可時間を超過して、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げる1時間に限り、この表に定める使用料の3割に相当する額を徴収します。この場合において、30分以上は1時間とみなします。

(5) 使用料算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。